

閲覧用

使用料、手数料等の見直し（案）に係る パブリックコメントの実施

期間：令和7年9月12日（金）正午～令和7年10月14日（火）

※「塩尻市営檜川運動場使用料」のみ

期間：令和7年10月3日（金）～令和7年11月4日（火）

塩尻市企画政策部財政課

パブリックコメントの実施（使用料、手数料等の見直し案について）

趣旨

本市では、公共施設の使用料や窓口での手数料など、特定の市民の皆様が受けるサービスに係る料金を条例等により「使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）」として金額を定め、サービスの対価として負担を求めています。使用料等は、社会情勢や経済環境の変化に応じて柔軟に見直す必要があることから、本市では原則として3年に一度のサイクルで、点検及び改定を行っています。

前回見直し（令和4年度）では、新型コロナ等で、先行きが見えない社会情勢等を踏まえ、見直しによる使用料等の引上げは見送りました。3年が経過した現在、近年の物価高騰によりサービス提供に係るコストが上昇しています。この状況を踏まえ、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、使用料等の見直しを検討しており、新料金案は令和8年度からの適用を予定しています。つきましては、新料金案について、広く皆様からのご意見を募集しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

パブリックコメントの手続き

見直し案についてお気づきの点等がございましたら、次の方法でご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表いたします。（お名前、ご住所については公表いたしません。）

なお、個々のご意見に対しては、直接回答いたしませんのであらかじめご承知ください。

意見の公募期間

令和7年9月12日（金曜日）正午から令和7年10月14日（火曜日）まで

※「塩尻市営檜川運動場使用料」につきましては、新旧料金表の掲載が漏れていることが判明したため、当該施設に係る意見の募集期間につきましては別途次の期間とします。

令和7年10月3日（金曜日）から令和7年11月4日（火曜日）まで

資料の公表場所及び閲覧時間

塩尻市役所3階財政課及び各支所窓口

土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見書の提出方法及び提出先

次の様式に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス又は電子メールで提出してください。

意見書の提出方法

持参	塩尻市役所 3 階企画政策部財政課財政係又は各支所窓口
郵送	〒399-0786 塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市企画政策部財政課財政係
ファックス	0 2 6 3 - 5 2 - 1 1 5 8
電子メール	zaisei@city.shiojiri.lg.jp

※口頭及び電話での受付はいたしません。

※ご意見に対して個別の回答はいたしません。いただいたご意見については、要旨と市の考え方を整理した上で、後日改めて公表いたします。

見直し案一覧（サービス、施設種別）

検討の結果、次の使用料、手数料等について見直しを予定しております。詳細は、別紙「令和 7 年度 使用料、手数料の見直し」及び「新旧料金表（案）」をご覧ください。

手数料				
番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用 手数料及び一般廃棄物処理手数料	生活環境課	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日
2	塩尻市東山霊園聖地管理手数料	生活環境課	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日
3	塩尻市胃がん検診	健康づくり課	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日
4	塩尻市肺がん C T 検診	健康づくり課	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日

市民文化系施設				
番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日
2	塩尻市北部交流センター使用料	広丘支所	引き上げ	令和 8 年 4 月 1 日
3	塩尻市市民交流センター使用料	市民交流センター	引き上げ	令和 8 年

				4月1日
4	塩尻市吉田西防災コミュニティセンター 利用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市文化会館利用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

社会教育系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻短歌館入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻短歌館使用料	文化財課	引き上げ 利用時間変更	令和8年 4月1日
3	本洗馬歴史の里施設入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市立平出博物館入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市立自然博物館入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
6	中村邸入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
7	贅川関所入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
8	木曾漆器館入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日

スポーツ・レクリエーション施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市営野球場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市立体育館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

3	塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料 塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市立体育館併設相撲場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市営総合運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
6	塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
7	塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
8	塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
9	塩尻市屋内ゲートボール場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
10	塩尻市弓道場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
11	塩尻市営檜川運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
12	塩尻市立檜川屋内運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
13	塩尻市立広丘体育館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
14	小坂田公園利用料（サッカー場）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
15	小坂田公園利用料（ミニサッカー場）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
16	小坂田公園利用料（ミニサッカー場照明）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
17	塩尻北部公園テニスコート使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
18	塩尻北部公園多目的運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
19	塩尻市有料観光施設使用料（みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場）	観光プロモーション課	引き上げ	令和8年 4月1日

産業系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻情報プラザ利用料	デジタル戦略課	引き上げ 利用時間変更	令和8年 4月1日
2	塩尻市農産物加工所使用料	農政課	引き上げ	令和8年 4月1日
3	塩尻市市民農園管理指導料	農政課	引き上げ	令和8年 4月1日

学校教育系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	特別教室棟冷暖房費	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

子育て支援施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市児童クラブ利用者負担金	学校教育課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金	学校教育課	引き上げ	令和8年 4月1日

保健・福祉施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市ふれあいセンター入浴料	地域共生推進課	引き上げ	令和8年 4月1日

その他（上記に分類されないもの）

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料	商工課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市広丘駅東口駐車場使用料	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日

令和7年度 使用料、手数料の見直しについて

1 趣旨

本市では、公共施設の使用料や窓口での手数料など、特定の市民の皆様が受けるサービスに係る料金を条例等により「使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）」として金額を定め、サービスの対価として負担を求めています。使用料等は、社会情勢や経済環境の変化に応じて柔軟に見直す必要があることから、本市では原則として3年に一度のサイクルで、点検及び改定を行っています。

前回見直し（令和4年度）では、新型コロナ等で、先行きが見えない社会情勢等を踏まえ、見直しによる使用料等の引上げは見送りました。3年が経過した現在、近年の物価高騰によりサービス提供に係るコストが上昇しています。この状況を踏まえ、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、使用料等の見直しを検討しており、新料金案は令和8年度からの適用を予定しています。つきましては、新料金案について、広く皆様からのご意見を募集しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 使用料等の基本的な考え方

各種行政サービスについて、利用者と非利用者との間で負担の公平性を確保する観点から、利用者には応分の対価を負担いただく必要があります。利用者の負担額は、すべての使用料等において公平に算定されるよう、以下の式により求めます。

利用者の負担額	=	サービスの提供コスト	×	サービス類型による利用者負担割合（※1）
---------	---	------------	---	----------------------

（※1）日常生活上の必要性や、民間による類似サービスの提供可能性など事情が異なることから、施設・サービスの性質に応じて利用者負担割合を設定

3 新料金案の検討の際に留意した点

（1）類似サービスを提供する他の自治体や民間企業等との均衡のとれた新料金案の検討

当該サービスのコスト面からの検討だけでなく、類似サービスを提供する他自治体や民間企業の事例や料金体系についても情報収集を行い、それらも踏まえて検討しました。

（2）料金改定が市民生活に及ぼす影響を配慮するための上限（激変緩和措置）を設定

本市で定めた使用料等の見直し方針では、現行料金の1.5倍を上限とする激変緩和措置としましたが、近年の物価高騰の影響で家計の負担が増加し、市民生活を圧迫していることを鑑み、1.2倍程度に変更（※2）しました。

（※2）

- ・市外利用者が多い施設については1.2倍上限の対象外としている場合があります。
- ・新料金の算定時に生じた端数は、料金体系の明確化及び支払い手続きの簡素化を目的として、原則100円単位で調整し、その調整は最大500円までとしました。

（3）施設利用の利便性を向上させ、提供コストを削減することを目的としたサービス内容の見直し 新料金案の検討以外に、利用時間の見直しやサービス内容の見直し等も併せて行いました。

4 新料金案の概要

今回の使用料等の見直しにおいては、対象全１０２件のうち、改定が必要と判断したものは４５件となりました。概要は次のとおりです。

施設・サービス種別	全対象件数	改定案の件数及び項目
手数料	２８件	４件 （１）し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 （２）塩尻市東山霊園聖地管理手数料 （３）塩尻市胃がん検診 （４）塩尻市肺がんＣＴ検診
市民文化系施設	５件	５件 （１）塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料 （２）塩尻市北部交流センター使用料 （３）塩尻市市民交流センター使用料 （４）塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料 （５）塩尻市文化会館利用料
社会教育系施設	１０件	８件 （１）塩尻短歌館入館料 （２）塩尻短歌館使用料 （３）本洗馬歴史の里施設入館料 （４）塩尻市立平出博物館入館料 （５）塩尻市立自然博物館入館料 （６）中村邸入館料（※激変緩和の例外） （７）贅川関所入館料 （８）木曾漆器館入館料
スポーツ・レクリエーション施設	２６件	１９件 （１）塩尻市営野球場使用料 （２）塩尻市立体育館使用料 （３）塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料 塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料 （４）塩尻市立体育館併設相撲場使用料 （５）塩尻市営総合運動場使用料 （６）塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料

		(7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料 (8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料 (9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料 (10) 塩尻市弓道場使用料 (11) 塩尻市宮橋川運動場使用料 (12) 塩尻市立橋川屋内運動場使用料 (13) 塩尻市立広丘体育館使用料 (14) 小坂田公園利用料（サッカー場） (15) 小坂田公園利用料（ミニサッカー場） (16) 小坂田公園利用料（ミニサッカー場照明） (17) 塩尻北部公園テニスコート使用料 (18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料 (19) 塩尻市有料観光施設使用料（みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場）
産業系施設	6 件	3 件 (1) 塩尻情報プラザ利用料 (2) 塩尻市農産物加工所使用料 (3) 塩尻市市民農園管理指導料
学校教育系施設	1 件	1 件 特別教室棟冷暖房費
子育て支援施設	9 件	2 件 (1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金 (2) 塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金
保健・福祉施設	1 件	1 件 塩尻市ふれあいセンター入浴料
公営住宅	4 件	改訂無し
公園	1 件	改訂無し
その他（上記に分類されないもの）	11 件	2 件 (1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料（※激変緩和の例外） (2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料

新旧料金表（案）

手数料の見直し（案）

1 概要

手数料について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案			現 行		
（１）し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理施設利用手数料			（１）し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理施設利用手数料		
種別	区分	手数料 (円)	種別	区分	手数料 (円)
し尿及び浄化槽に係る汚でい	100キログラム（100キログラム未満の端数は切り捨てる。）につき	66	し尿及び浄化槽に係る汚でい	100キログラム（100キログラム未満の端数は切り捨てる。）につき	55

一般廃棄物処理手数料

種別	区分				手数料 (円)
し尿	定額による もの	一般家庭の収集運搬及び処分	人数割料（１人につき）	公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の供用開始後１年を経過した区域（以下「供用開始後１年を経過した区域」という。）	１月 <u>416</u>
				上記以外の区域	１月 <u>359</u>

一般廃棄物処理手数料

種別	区分				手数料 (円)
し尿	定額による もの	一般家庭の収集運搬及び処分	人数割料（１人につき）	公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の供用開始後１年を経過した区域（以下「供用開始後１年を経過した区域」という。）	１月 <u>403</u>
				上記以外の区域	１月 <u>348</u>

			特 殊 便 槽 の 加 算 料	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	1 月 <u>416</u>				特 殊 便 槽 の 加 算 料	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	1 月 <u>403</u>
				上 記 以 外 の 区 域	1 月 <u>359</u>					上 記 以 外 の 区 域	1 月 <u>348</u>
			月 2 回 以 上 く み 取 り の 場 合 の 2 回 目 以 降 の 料 金 (1 回 に つ き)	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	<u>416</u>				月 2 回 以 上 く み 取 り の 場 合 の 2 回 目 以 降 の 料 金 (1 回 に つ き)	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	<u>403</u>
				上 記 以 外 の 区 域	<u>359</u>					上 記 以 外 の 区 域	<u>348</u>
			2 か 所 以 上 く み 取 り の 場 合 の 2 か 所 目 以 上 の 料	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	<u>416</u>				2 か 所 以 上 く み 取 り の 場 合 の 2 か 所 目 以 上 の 料	供 用 開 始 後 1 年 を 経 過 し た 区 域	<u>403</u>
				上 記 以 外 の 区 域	<u>359</u>					上 記 以 外 の 区 域	<u>348</u>

			金（１ か所につ き）		
	従量による もの	事業所 、工場 、飲食 店等不 特定多 数の者 が出入 りする 施設の 収集運 搬及び 処分	10リッ トル（1 0リッ トル未 満の端 数は切 り捨てる 。）につ き	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>99</u>
				上記以外 の区域	<u>86</u>
		その他に よること が不適 当と認め られるもの の収集運搬		供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>99</u>
				上記以外 の区域	<u>86</u>

			金（１ か所につ き）		
	従量による もの	事業所 、工場 、飲食 店等不 特定多 数の者 が出入 りする 施設の 運搬及 び処分	10リッ トル（1 0リッ トル未 満の端 数は切 り捨てる 。）につ き	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>96</u>
				上記以外 の区域	<u>83</u>
		その他に よることが 不適当と 認められ るものの 収集運搬		供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>96</u>
				上記以外 の区域	<u>83</u>

		及 び 処 分			
	特別加算料	清 掃 車 か ら 便 槽 ま で の く み 取 り 可 能 な 最 短 距 離	40メー トルを 超え60 メート ルまで の 場 合 (1 回 に つ き)	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>170</u>
				上記以外 の区域	<u>149</u>
			60メー トルを 超える 場 合 (1 回 に つ き)	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>342</u>
				上記以外 の区域	<u>301</u>
浄 化 槽 に	収集運搬及 び処分	10リットル(10リ ットル未満の端数 は切り捨てる。)に つき		供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>99</u>

		及 び 処 分			
	特別加算料	清 掃 車 か ら 便 槽 ま で の く み 取 り 可 能 な 最 短 距 離	40メー トルを 超え60 メート ルまで の 場 合 (1 回 に つ き)	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>165</u>
				上記以外 の区域	<u>144</u>
			60メー トルを 超える 場 合 (1 回 に つ き)	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>331</u>
				上記以外 の区域	<u>291</u>
浄 化 槽 に	収集運搬及 び処分	10リットル(10リ ットル未満の端数 は切り捨てる。)に つき		供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>96</u>

係る汚でい			上記以外の区域	<u>86</u>
生活排水処理に係る汚でい	収集運搬及び処分	200リットル以下	供用開始後1年を経過した区域	<u>2,012</u>
			上記以外の区域	<u>1,730</u>
		供用開始後1年を経過した区域	200リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は切り捨てる。）ごとに <u>99円</u> を加算する。	
		上記以外の区域	200リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は切り捨てる。）ごとに <u>86円</u> を加算する。	

係る汚でい			上記以外の区域	<u>83</u>
生活排水処理に係る汚でい	収集運搬及び処分	200リットル以下	供用開始後1年を経過した区域	<u>1,948</u>
			上記以外の区域	<u>1,675</u>
		供用開始後1年を経過した区域	200リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は切り捨てる。）ごとに <u>96円</u> を加算する。	
		上記以外の区域	200リットルを超える場合は、その超える10リットル（10リットル未満の端数は切り捨てる。）ごとに <u>83円</u> を加算する。	

(2) 塩尻市東山霊園聖地管理手数料 聖地の管理手数料（以下「管理料」という。）は、統一聖域 1 聖地当たり年額<u>3,440円</u>、自由聖域 1 聖地当たり年額<u>5,320円</u>とする。			(2) 塩尻市東山霊園聖地管理手数料 聖地の管理手数料（以下「管理料」という。）は、統一聖域 1 聖地当たり年額<u>3,130円</u>、自由聖域 1 聖地当たり年額<u>4,840円</u>とする。														
(3) 塩尻市胃がん検診 <table><tr><td>対象者</td><td>単 位</td><td>検診料（円）</td></tr><tr><td>塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者</td><td>1 回</td><td><u>1,500</u></td></tr></table>			対象者	単 位	検診料（円）	塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者	1 回	<u>1,500</u>	(3) 塩尻市胃がん検診 <table><tr><td>対象者</td><td>単 位</td><td>検診料（円）</td></tr><tr><td>塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者</td><td>1 回</td><td><u>1,000</u></td></tr></table>			対象者	単 位	検診料（円）	塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者	1 回	<u>1,000</u>
対象者	単 位	検診料（円）															
塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者	1 回	<u>1,500</u>															
対象者	単 位	検診料（円）															
塩尻市に住所を有する 40 歳以上の者	1 回	<u>1,000</u>															
(4) 塩尻市肺がん C T 検診 <table><tr><td>対象者</td><td>単 位</td><td>検診料（円）</td></tr><tr><td>塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者</td><td>1 回</td><td><u>2,500</u></td></tr></table>			対象者	単 位	検診料（円）	塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,500</u>	(4) 塩尻市肺がん C T 検診 <table><tr><td>対象者</td><td>単 位</td><td>検診料（円）</td></tr><tr><td>塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者</td><td>1 回</td><td><u>2,000</u></td></tr></table>			対象者	単 位	検診料（円）	塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,000</u>
対象者	単 位	検診料（円）															
塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,500</u>															
対象者	単 位	検診料（円）															
塩尻市に住所を有する年度年齢 40 歳から 79 歳までの 3 歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,000</u>															

市民文化系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

市民文化系施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案					現 行				
(1) 塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料					(1) 塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料				
(単位：円)					(単位：円)				
区分	使用料			冷暖房 費	区分	使用料			冷暖房 費
	午前	午後	夜間			午前	午後	夜間	
	8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	1回		8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	1回
30平方メ ートル未 満	<u>440</u>	<u>490</u>	<u>560</u>	<u>370</u>	30平方メ ートル未 満	<u>370</u>	<u>410</u>	<u>470</u>	<u>310</u>
30平方メ ートル以	<u>920</u>	<u>1,040</u>	<u>1,160</u>		30平方メ ートル以	<u>770</u>	<u>870</u>	<u>970</u>	

上70平方メートル未満				
70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>2,230</u>	<u>620</u>
100平方メートル以上200平方メートル未満	<u>2,830</u>	<u>3,220</u>	<u>3,630</u>	
200平方メートル以上	<u>5,820</u>	<u>6,660</u>	<u>7,480</u>	

(2) 塩尻市北部交流センター使用料

区分	使用料
交流スペース	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>4円</u>

上70平方メートル未満				
70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>1,860</u>	<u>520</u>
100平方メートル以上200平方メートル未満	<u>2,360</u>	<u>2,690</u>	<u>3,030</u>	
200平方メートル以上	<u>4,850</u>	<u>5,550</u>	<u>6,240</u>	

(2) 塩尻市北部交流センター使用料

区分	使用料
交流スペース	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>3円</u>

(3) 塩尻市市民交流センター使用料

(単位：円)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	冷暖房
	午前 9 時から 午後 0 時30分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午 後10時 まで	1 回
多目的ホ ール	<u>3,870</u>	<u>4,510</u>	<u>5,130</u>	<u>2,260</u>
ホワイエ	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
イベント ホール	<u>2,250</u>	<u>2,640</u>	<u>2,880</u>	<u>1,240</u>
会議室201	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>870</u>
会議室202	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	<u>1,500</u>	<u>620</u>
会議室203	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>250</u>
会議室204	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>250</u>
会議室301	<u>1,230</u>	<u>1,500</u>	<u>1,620</u>	<u>750</u>
会議室302	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
会議室303	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
会議室304	<u>860</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	<u>500</u>

(3) 塩尻市市民交流センター使用料

(単位：円)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	冷暖房
	午前 9 時から 午後 0 時30分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午 後10時 まで	1 回
多目的ホ ール	<u>3,230</u>	<u>3,760</u>	<u>4,280</u>	<u>1,890</u>
ホワイエ	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
イベント ホール	<u>1,880</u>	<u>2,200</u>	<u>2,400</u>	<u>1,040</u>
会議室201	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>730</u>
会議室202	<u>930</u>	<u>1,030</u>	<u>1,250</u>	<u>520</u>
会議室203	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>210</u>
会議室204	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>210</u>
会議室301	<u>1,030</u>	<u>1,250</u>	<u>1,350</u>	<u>630</u>
会議室302	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
会議室303	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
会議室304	<u>720</u>	<u>930</u>	<u>1,030</u>	<u>420</u>

会議室305	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
会議室306	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
会議室401 A	<u>1,380</u>	<u>1,620</u>	<u>1,870</u>	<u>750</u>
会議室401 B	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>1,870</u>	<u>870</u>
会議室501	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
音楽練習 室 1	<u>360</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>130</u>
音楽練習 室 2	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>360</u>	<u>130</u>
音楽練習 室 3	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>130</u>
I C Tル ーム	<u>3,000</u>	<u>3,380</u>	<u>3,870</u>	<u>1,630</u>
食育室	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>250</u>
展示用壁 面	1区画（縦2.8メートル、横1.25メートル）につき50円			—
市民サロ ン（専用 する場合 に限る。	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>4円</u> 。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあって			—

会議室305	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
会議室306	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
会議室401 A	<u>1,150</u>	<u>1,350</u>	<u>1,560</u>	<u>630</u>
会議室401 B	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,560</u>	<u>730</u>
会議室501	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
音楽練習 室 1	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>110</u>
音楽練習 室 2	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	<u>110</u>
音楽練習 室 3	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>110</u>
I C Tル ーム	<u>2,500</u>	<u>2,820</u>	<u>3,230</u>	<u>1,360</u>
食育室	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>210</u>
展示用壁 面	1区画（縦2.8メートル、横1.25メートル）につき50円			—
市民サロ ン（専用 する場合 に限る。	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>3円</u> 。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあって			—

)	はこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。	
---	---	--

備考

- 1 営利を目的とする法人が入場料その他これに類する料金を徴収しないで専ら営利目的以外で使用する場合又は営利を目的とする法人以外の者が入場料その他これに類する料金を徴収し、若しくは営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の200に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする法人が、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の400に相当する額とする。
- 3 1回とは、午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする。

)	はこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。	
---	---	--

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の200に相当する額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の400に相当する額とする。
- 3 1回とは、午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする。

(4) 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料

区分	利用料				
	午前	午後	夜間	冷暖房	照明
	午前 8 時 30 分 から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から 午後 10 時まで	1 回	1 時間
会議室 1	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
会議室 2	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
和室	<u>440円</u>	<u>500円</u>	<u>560円</u>	<u>380円</u>	—
調理実習室	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
アリーナ	1 時間当たり <u>480円</u>			—	<u>240円</u>

(4) 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料

区分	利用料				
	午前	午後	夜間	冷暖房	照明
	午前 8 時 30 分 から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から 午後 10 時まで	1 回	1 時間
会議室 1	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
会議室 2	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
和室	<u>370円</u>	<u>410円</u>	<u>470円</u>	<u>310円</u>	—
調理実習室	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
アリーナ	1 時間当たり <u>400円</u>			—	<u>200円</u>

(5) 塩尻市文化会館利用料							(5) 塩尻市文化会館利用料						
1 ホール等							1 ホール等						
区分			午前	午後	夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	全日
			午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後5 時から 午後10時 まで	午前9 時から 午後10 時まで				午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後5 時から 午後10時 まで	午前9 時から 午後10 時まで
大 ホ ー ル	入場料 を徴収 しない で利用 する場 合	平日	<u>円</u> <u>23,040</u>	<u>円</u> <u>32,010</u>	<u>円</u> <u>38,430</u>	<u>円</u> <u>93,490</u>	大 ホ ー ル	入場料 を徴収 しない で利用 する場 合	平日	<u>円</u> <u>19,200</u>	<u>円</u> <u>26,680</u>	<u>円</u> <u>32,030</u>	<u>円</u> <u>77,910</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>25,600</u>	<u>38,430</u>	<u>44,820</u>	<u>108,860</u>			日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>21,340</u>	<u>32,030</u>	<u>37,350</u>	<u>90,720</u>
	1,000 円以下	平日	<u>29,440</u>	<u>42,280</u>	<u>49,950</u>	<u>121,690</u>		1,000 円以下	平日	<u>24,540</u>	<u>35,240</u>	<u>41,630</u>	<u>101,410</u>
		日曜	<u>34,580</u>	<u>48,670</u>	<u>57,660</u>	<u>140,910</u>			日曜	<u>28,820</u>	<u>40,560</u>	<u>48,050</u>	<u>117,430</u>

の入場料を徴収して利用する場合	日、土曜日及び休日				
1,000円を超え	平日	<u>35,860</u>	<u>52,520</u>	<u>62,780</u>	<u>151,170</u>
3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	日曜日、土曜日及び休日	<u>43,570</u>	<u>61,500</u>	<u>73,020</u>	<u>178,090</u>
3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>42,280</u>	<u>61,500</u>	<u>74,300</u>	<u>178,090</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>51,240</u>	<u>73,020</u>	<u>87,140</u>	<u>211,400</u>

の入場料を徴収して利用する場合	日、土曜日及び休日				
1,000円を超え	平日	<u>29,890</u>	<u>43,770</u>	<u>52,320</u>	<u>125,980</u>
3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	日曜日、土曜日及び休日	<u>36,310</u>	<u>51,250</u>	<u>60,850</u>	<u>148,410</u>
3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>35,240</u>	<u>51,250</u>	<u>61,920</u>	<u>148,410</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>42,700</u>	<u>60,850</u>	<u>72,620</u>	<u>176,170</u>

	合					
中 ホ ー ル	入場料 を徴収 しないで利用 する場合	平日	<u>6,380</u>	<u>8,950</u>	<u>11,520</u>	<u>26,850</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>7,660</u>	<u>11,520</u>	<u>14,080</u>	<u>33,270</u>
	1,000 円以下 の入場 料を徴 収して 利用す る場合	平日	<u>7,660</u>	<u>11,520</u>	<u>15,360</u>	<u>34,540</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>10,230</u>	<u>15,360</u>	<u>17,920</u>	<u>43,520</u>
	1,000 円を超 え 3,000 円以下 の入場 料を徴	平日	<u>8,950</u>	<u>14,080</u>	<u>19,210</u>	<u>42,250</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>12,800</u>	<u>19,210</u>	<u>21,780</u>	<u>53,790</u>

	合					
中 ホ ー ル	入場料 を徴収 しないで利用 する場合	平日	<u>5,320</u>	<u>7,460</u>	<u>9,600</u>	<u>22,380</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>6,390</u>	<u>9,600</u>	<u>11,740</u>	<u>27,730</u>
	1,000 円以下 の入場 料を徴 収して 利用す る場合	平日	<u>6,390</u>	<u>9,600</u>	<u>12,800</u>	<u>28,790</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>8,530</u>	<u>12,800</u>	<u>14,940</u>	<u>36,270</u>
	1,000 円を超 え 3,000 円以下 の入場 料を徴	平日	<u>7,460</u>	<u>11,740</u>	<u>16,010</u>	<u>35,210</u>
		日曜 日、土曜 日及び休 日	<u>10,670</u>	<u>16,010</u>	<u>18,150</u>	<u>44,830</u>

	収して 利用す る場合					
	3,000 円を超 える入 場料を 徴収し て利用 する場 合	平日	<u>10,230</u>	<u>16,640</u>	<u>21,780</u>	<u>48,660</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>15,360</u>	<u>21,780</u>	<u>25,600</u>	<u>62,740</u>
ギ ャ ラ リ ー	入場料を徴収 しないで利用 する場合		<u>2,530</u>	<u>3,810</u>	<u>6,380</u>	<u>12,730</u>
	入場料を徴収 して利用する 場合		<u>4,040</u>	<u>6,090</u>	<u>10,210</u>	<u>20,350</u>
リ ハ ー サ	入場料を徴収 しないで利用 する場合		<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>3,740</u>
	入場料を徴収		<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>5,970</u>

	収して 利用す る場合					
	3,000 円を超 える入 場料を 徴収し て利用 する場 合	平日	<u>8,530</u>	<u>13,870</u>	<u>18,150</u>	<u>40,550</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>12,800</u>	<u>18,150</u>	<u>21,340</u>	<u>52,290</u>
ギ ャ ラ リ ー	入場料を徴収し ないで利用する 場合		<u>2,110</u>	<u>3,180</u>	<u>5,320</u>	<u>10,610</u>
	入場料を徴収し て利用する場合		<u>3,370</u>	<u>5,080</u>	<u>8,510</u>	<u>16,960</u>
リ ハ ー サ	入場料を徴収し ないで利用する 場合		<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>3,120</u>
	入場料を徴収し		<u>1,660</u>	<u>1,660</u>	<u>1,660</u>	<u>4,980</u>

ル 室	して利用する 場合				
楽屋（Ａ）		<u>360</u>	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>1,460</u>
楽屋（Ｂ）		<u>610</u>	<u>880</u>	<u>1,000</u>	<u>2,500</u>

備考

- （１） 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（（２）に規定する休日を除く。）をいう。
- （２） 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- （３） 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- （４） 入場料の額に２以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- （５） ホール、ギャラリー及びリハーサル室を入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- （６） ホールを専ら練習又は準備及び片付けのために利用する場合の利用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（（５）に該当する場合にあっては、（５）

ル 室	て利用する場合				
楽屋（Ａ）		<u>300</u>	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>1,220</u>
楽屋（Ｂ）		<u>510</u>	<u>740</u>	<u>840</u>	<u>2,090</u>

備考

- （１） 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（（２）に規定する休日を除く。）をいう。
- （２） 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- （３） 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- （４） 入場料の額に２以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- （５） ホール、ギャラリー及びリハーサル室を入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- （６） ホールを専ら練習又は準備及び片付けのために利用する場合の利用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（（５）に該当する場合にあっては、

において算出された額) の100分の70に相当する額とする。

~~(7) ギャラリーを分割して利用する場合の利用料の額は、その分割の割合に応じて定める額とする。~~

(7) 表の区分に掲げる時間外に利用する場合の利用料の額は、当該利用時間1時間につき、その利用が午前9時前のときは午前の、正午から午後1時までのときは午後の、午後5時から午後5時30分まで及び午後10時後のときは夜間の、それぞれの区分に定める額の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

(8) 午前と午後又は午後と夜間を引続き利用する場合の中間時間については、利用料は徴収しない。

(9) (5)から(7)までにおいて算出された利用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 附属設備

区分	単位	利用料 (円)
舞台設備	1 式、1 台、1 双、1 枚 1 回	<u>12,800</u>
音響設備	1 式、1 台 1 回	<u>2,530</u>
照明設備	1 式、1 台、1 列 1 回	<u>28,170</u>

(5)において算出された額) の100分の70に相当する額とする。

(7) ギャラリーを分割して利用する場合の利用料の額は、その分割の割合に応じて定める額とする。

(8) 表の区分に掲げる時間外に利用する場合の利用料の額は、当該利用時間1時間につき、その利用が午前9時前のときは午前の、正午から午後1時までのときは午後の、午後5時から午後5時30分まで及び午後10時後のときは夜間の、それぞれの区分に定める額の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

(9) 午前と午後又は午後と夜間を引続き利用する場合の中間時間については、利用料は徴収しない。

(10) (5)から(8)までにおいて算出された利用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 附属設備

区分	単位	利用料 (円)
舞台設備	1 式、1 台、1 双、1 枚 1 回	<u>10,670</u>
音響設備	1 式、1 台 1 回	<u>2,110</u>
照明設備	1 式、1 台、1 列 1 回	<u>23,480</u>

映像設備	1 式、1 台、1 本 1 回	<u>3,810</u>
ピアノ類	1 台 1 回	<u>6,380</u>
パネル類	1 式、1 枚 1 回	<u>240</u>
電源設備	1 キロワット 1 時間	<u>370</u>
冷暖房	1 時間	<u>5,110</u>

備考

- (1) 単位の 1 回は、1 の項に定める午前、午後及び夜間とする。
- (2) 1 時間未満の端数があるときは、切り上げる。

映像設備	1 式、1 台、1 本 1 回	<u>3,180</u>
ピアノ類	1 台 1 回	<u>5,320</u>
パネル類	1 式、1 枚 1 回	<u>200</u>
電源設備	1 キロワット 1 時間	<u>310</u>
冷暖房	1 時間	<u>4,260</u>

備考

- (1) 単位の 1 回は、1 の項に定める午前、午後及び夜間とする。
- (2) 1 時間未満の端数があるときは、切り上げる。

社会教育系施設の使用料等の見直し（案）

1 概要

社会教育系施設に係る使用料等について引上げをするものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

（文化財課）

改 正 案			現 行		
(1) 塩尻短歌館入館料 (2) 塩尻短歌館使用料 短歌館の会議室及び和室を使用しようとする者は、あらかじめ塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは条件を付することができる。			(1) 塩尻短歌館入館料 (2) 塩尻短歌館使用料 短歌館の会議室を使用しようとする者は、あらかじめ塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは条件を付することができる。		
区分	大人（高校生以上）		区分	大人（高校生以上）	
	個人	団体（20人以上）		個人	団体（20人以上）
塩尻短歌館	400円	1人につき 320円	塩尻短歌館	300円	1人につき 240円
塩尻短歌館・塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館共通	900円	1人につき 720円	塩尻短歌館・塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館共通	610円	1人につき 480円

区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から <u>午後 4 時 30 分</u> まで		<u>冷</u> 暖房料（1 時間当たり）
会議室 <u>和室</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>		<u>130円</u>

（3）本洗馬歴史の里施設入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
本洗馬歴史の里資料館 ・釜井庵共通	<u>200円</u>	1 人につき	<u>160円</u>

区分	午前 9 時から <u>正午</u> まで	午後 1 時から <u>午後 5 時</u> まで	午後 5 時 30 分から <u>午後 8 時 30 分</u> まで	暖房料（1 時間当たり）
会議室（ <u>1 室 当 た り</u> ）	<u>410円</u>	<u>840円</u>	<u>1,040円</u>	<u>110円</u>

（3）本洗馬歴史の里施設入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
本洗馬歴史の里資料館 ・釜井庵共通	<u>150円</u>	1 人につき	<u>120円</u>

(4) 塩尻市立平出博物館入館料

(5) 塩尻市立自然博物館入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
塩尻市立平出博物館	<u>400円</u>	1人につき	<u>320円</u>
塩尻市立自然博物館	<u>400円</u>	1人につき	<u>320円</u>
塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館・塩尻短歌館共通	<u>900円</u>	1人につき	<u>720円</u>

(4) 塩尻市立平出博物館入館料

(5) 塩尻市立自然博物館入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
塩尻市立平出博物館	<u>300円</u>	1人につき	<u>240円</u>
塩尻市立自然博物館	<u>300円</u>	1人につき	<u>240円</u>
塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館・塩尻短歌館共通	<u>610円</u>	1人につき	<u>480円</u>

(6) 中村邸入館料 (※激変緩和の例外)

(7) 贅川関所入館料

(8) 木曽漆器館入館料

区分	大人 (高校生以上)	
	個人	団体 (20人以上)
中村邸	<u>500円</u>	1 人につき <u>400円</u>
贅川関所	<u>400円</u>	1 人につき <u>320円</u>
木曽漆器館	<u>400円</u>	1 人につき <u>320円</u>
中村邸、贅川関所、木曽漆器館共通	<u>900円</u>	1 人につき <u>720円</u>

(6) 中村邸入館料 (※激変緩和の例外)

(7) 贅川関所入館料

(8) 木曽漆器館入館料

区分	大人 (高校生以上)	
	個人	団体 (20人以上)
中村邸	<u>300円</u>	1 人につき <u>240円</u>
贅川関所	<u>300円</u>	1 人につき <u>240円</u>
木曽漆器館	<u>300円</u>	1 人につき <u>240円</u>
中村邸、贅川関所、木曽漆器館共通	<u>610円</u>	1 人につき <u>480円</u>

スポーツ・レクリエーション施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

スポーツ・レクリエーション施設に係る使用料等について、引き上げるものです。

2 令和等

令和8年4月1日から施行するものです。（課）

改 正 案								現 行							
(1) 塩尻市営野球場使用料								(1) 塩尻市営野球場使用料							
区分		使用料						区分		使用料					
		日 出 の 前 か 午 ら 8 前 時 3 0 分 ま で	午 前 8 時 3 0 分 か 午 ら 1 0 時 3 0 分 ま で	午前1 0時30 分 午 後 0 時 3 0 分 ま で	午 後 1 時 か 午 後 3 時 ま で	午 後 3 時 か 午 後 5 時 ま で	午 後 5 時 か 日 没 ま で			日 出 の 前 か 午 ら 8 前 時 3 0 分 ま で	午 前 8 時 3 0 分 か 午 ら 1 0 時 3 0 分 ま で	午前1 0時30 分 午 後 0 時 3 0 分 ま で	午 後 1 時 か 午 後 3 時 ま で	午 後 3 時 か 午 後 5 時 ま で	午 後 5 時 か 日 没 ま で
アマ チュ ア ポ ツ の 場 合	入場 無料 の 場 合	円 <u>1,940</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>1,940</u>	アマ チュ ア ポ ツ の 場 合	入場 無料 の 場 合	円 <u>1,620</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>1,620</u>
	入場 有料	<u>3,960</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>3,960</u>		入場 有料	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>3,300</u>

	の場 合						
そ の 他 の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	<u>3,960</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>3,960</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>19,800</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>

	の場 合						
そ の 他 の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>3,300</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>16,500</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>

--

--

(2) 塩尻市立体育館使用料

区分			使用料					
			午 前 8 時 30分 から 午 前 10時 30分 まで	午 前 10時 30分 から 午 後 0 時 30分 まで	午 後 1 時 から 午 後 3 時 まで	午 後 3 時 から 午 後 5 時 まで	午 後 5 時 から 午 後 7 時 まで	午 後 7 時 から 午 後 9 時 30分 まで
全 部 を 使 用 す る 場 合	ア マ チ ユ ス ー ポ ツ の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,080</u>
		入 場 有 料 の 場 合	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>
	営 利 又 は	入 場	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>

(2) 塩尻市立体育館使用料

区分			使用料					
			午 前 8 時 30分 から 午 前 10時 30分 まで	午 前 10時 30分 から 午 後 0 時 30分 まで	午 後 1 時 から 午 後 3 時 まで	午 後 3 時 から 午 後 5 時 まで	午 後 5 時 から 午 後 7 時 まで	午 後 7 時 から 午 後 9 時 30分 まで
全 部 を 使 用 す る 場 合	ア マ チ ユ ス ー ポ ツ の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>1,740</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>1,740</u>
		入 場 有 料 の 場 合	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>
	営 利 又 は	入 場	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>

(3) 塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料
塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料

区分		使用料					
		午 前 8時3 0分から 午前10 時30分 まで	午前1 0時30 分から 午後0 時30分 まで	午 後 1 時 か ら 午後 3 時 まで	午 後 3 時 か ら 午後 5 時 まで	午 後 5 時 か ら 午後 7 時 まで	午 後 7 時 か ら 午後 9時3 0分ま で
全部 を 使用 す る 場 合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>
一部を使用す る場合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>120円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 <u>60円</u>					

(3) 塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料
塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料

区分		使用料					
		午 前 8時3 0分から 午前10 時30分 まで	午前1 0時30 分から 午後0 時30分 まで	午 後 1 時 か ら 午後 3 時 まで	午 後 3 時 か ら 午後 5 時 まで	午 後 5 時 か ら 午後 7 時 まで	午 後 7 時 か ら 午後 9時3 0分ま で
全部 を 使用 す る 場 合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>
一部を使用す る場合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>100円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 <u>50円</u>					

(4) 塩尻市立体育館併設相撲場使用料

区分		使用料					
		午前 8時3 0分から 正午ま で	正午 から 午後5 時まで	午後 5時 から 午後9 時30 分まで	午前 8時3 0分から 午後5 時まで	正午 から 午後9 時30 分まで	午前 8時3 0分から 午後9 時30 分まで
専用 する 場合	入場無 料の場 合	円 <u>360</u>	円 <u>500</u>	円 <u>620</u>	円 <u>910</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,320</u>
	入場有 料の場 合	<u>760</u>	<u>1,030</u>	<u>1,320</u>	<u>1,820</u>	<u>2,080</u>	<u>2,640</u>
専用しない場 合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>60円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 20円					

(4) 塩尻市立体育館併設相撲場使用料

区分		使用料					
		午前 8時3 0分から 正午ま で	正午 から 午後5 時まで	午後 5時 から 午後9 時30 分まで	午前 8時3 0分から 午後5 時まで	正午 から 午後9 時30 分まで	午前 8時3 0分から 午後9 時30 分まで
専用 する 場合	入場無 料の場 合	円 <u>300</u>	円 <u>420</u>	円 <u>520</u>	円 <u>760</u>	円 <u>860</u>	円 <u>1,100</u>
	入場有 料の場 合	<u>640</u>	<u>860</u>	<u>1,100</u>	<u>1,520</u>	<u>1,740</u>	<u>2,200</u>
専用しない場 合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>50円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 20円					

(5) 塩尻市営総合運動場使用料

区分	日の 出か ら午 前8 時30 分ま で	午 前 8時3 0分か ら午 前10 時30 分ま で	午前1 0時30 分から 午後0 時30 分ま で	午 後 1 時 か ら午 後3 時 まで	午 後 3 時 か ら午 後5 時 まで	午 後 5 時 か ら日 没ま で
全面使用の場合	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,150</u>
1コート使用 の場合A B C D各コート	<u>280</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>280</u>

(5) 塩尻市営総合運動場使用料

区分	日の 出か ら午 前8 時30 分ま で	午 前 8時3 0分か ら午 前10 時30 分ま で	午前1 0時30 分から 午後0 時30 分ま で	午 後 1 時 か ら午 後3 時 まで	午 後 3 時 か ら午 後5 時 まで	午 後 5 時 か ら日 没ま で
全面使用の場合	円 <u>960</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>960</u>
1コート使用 の場合A B C D各コート	<u>240</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>240</u>

- (6) 塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料
 (7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料
 (8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料

区分		日の 出か ら午 前8 時30 分ま で	午前 8時 30分 から 午前 10時 30分 まで	午前 10時 30分 から 午後 0時 30分 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 日没 まで	午後 5時 から 午後 9時 30分 まで
運動 広場	全面 使用 の 場合	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,150</u>
	1 コ ー ト 使 用 の 場合	<u>280</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>280</u>	

- (6) 塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料
 (7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料
 (8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料

区分		日の 出か ら午 前8 時30 分ま で	午前 8時 30分 から 午前 10時 30分 まで	午前 10時 30分 から 午後 0時 30分 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 日没 まで	午後 5時 から 午後 9時 30分 まで
運動 広場	全面 使用 の 場合	円 <u>960</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>960</u>	
	1 コ ー ト 使 用 の 場合	<u>240</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>240</u>	

	用 の 場 合		
--	------------------	--	--

(9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料

区分	午 前 8 時 から 午 前 10 時 まで	午 前 10 時 から 正 午 まで	午 後 1 時 から 午 後 3 時 まで	午 後 3 時 から 午 後 5 時 まで	午 後 5 時 から 午 後 7 時 まで	午 後 7 時 から 午 後 9 時 30 分 まで
専用 (1 コート)	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>

(10) 塩尻市弓道場使用料

区分	2 時間までごとに
全部を使用する場合	<u>1,320円</u>
一部を使用する場合	大人 (高校生以上) 1 人 <u>240円</u>
	小人 (中学生以下) 1 人 <u>120円</u>

	用 の 場 合		
--	------------------	--	--

(9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料

区分	午 前 8 時 から 午 前 10 時 まで	午 前 10 時 から 正 午 まで	午 後 1 時 から 午 後 3 時 まで	午 後 3 時 から 午 後 5 時 まで	午 後 5 時 から 午 後 7 時 まで	午 後 7 時 から 午 後 9 時 30 分 まで
専用 (1 コート)	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>

(10) 塩尻市弓道場使用料

区分	2 時間までごとに
全部を使用する場合	<u>1,100円</u>
一部を使用する場合	大人 (高校生以上) 1 人 <u>200円</u>
	小人 (中学生以下) 1 人 <u>100円</u>

(1 1) 塩尻市営檜川運動場使用料							(1 1) 塩尻市営檜川運動場使用料						
区分	日の出 から午 前 8 時 30分ま で	午前 8 時30分 から午 前10時 30分ま で	午前10 時30分 から午 後 0 時 30分ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時30分 まで	区分	日の出 から午 前 8 時 30分ま で	午前 8 時30分 から午 前10時 30分ま で	午前10 時30分 から午 後 0 時 30分ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時30分 まで
全 面 使 の 場 合	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>790</u> (1 時間 当たり)	全 面 使 の 場 合	円 <u>960</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>660</u> (1 時間 当たり)

(12) 塩尻市立檜川屋内運動場使用料

区分	午前 8時から 午前10時まで	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時30分まで
全面使用 の場合	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>
一部を 使用する 場合	1 大人（高校生以上） 1人 <u>120円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 <u>60円</u>					

(12) 塩尻市立檜川屋内運動場使用料

区分	午前 8時から 午前10時まで	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時30分まで
全面使用 の場合	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>
一部を 使用する 場合	1 大人（高校生以上） 1人 <u>100円</u> 2 小人（中学生以下） 1人 <u>50円</u>					

(13) 塩尻市立広丘体育館使用料

区分			使用料					
			午前 8時 30分 から 午前 10時 30分 まで	午前 10時 30分 から 午後 0時 30分 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 30分 まで
全部 を使用 する 場合	アマ チュ アポ ツの 場合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,030</u>
		入 場 有 料 の 場 合	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>
	営 利 又 は	入 場	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>

(13) 塩尻市立広丘体育館使用料

区分			使用料					
			午前 8時 30分 から 午前 10時 30分 まで	午前 10時 30分 から 午後 0時 30分 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 30分 まで
全部 を使用 する 場合	アマ チュ アポ ツの 場合	入 場 無 料 の 場 合	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>	円 <u>860</u>
		入 場 有 料 の 場 合	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>
	営 利 又 は	入 場	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>

	営 業 を 目 的 と し な い 場 合	無 料 の 場 合						
		入 場 有 料 の 場 合	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>
	営利又は営 業を目的と する場合		<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>
一 部 を 使 用 す る 場 合	専用する場 合		半面を使用する場合は、全部を使用する場 合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定 める額の2分の1に相当する額					
	専用しない 場合		1 大人（高校生以上）	1 人	<u>120円</u>			
			2 小人（中学生以下）	1 人	<u>60円</u>			

	営 業 を 目 的 と し な い 場 合	無 料 の 場 合						
		入 場 有 料 の 場 合	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>
	営利又は営 業を目的と する場合		<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>
一 部 を 使 用 す る 場 合	専用する場 合		半面を使用する場合は、全部を使用する場 合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定 める額の2分の1に相当する額					
	専用しない 場合		1 大人（高校生以上）	1 人	<u>100円</u>			
			2 小人（中学生以下）	1 人	<u>50円</u>			

(1 4) 小坂田公園利用料 (サッカー場)

単位	利用料 (円)
1 時間	<u>3,600</u>

(1 5) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場)

(1 6) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場照明)

種別	単位	利用料 (円)
ミニサッカー場	1 時間	<u>1,200</u>
照明		<u>360</u>

(備考)

照明利用料は、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。1時間を超える場合は、30分単位とし、30分につき180円とする。この場合において、30分未満の利用時間は、30分とする。

(1 4) 小坂田公園利用料 (サッカー場)

単位	利用料 (円)
1 時間	<u>3,000</u>

(1 5) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場)

(1 6) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場照明)

種別	単位	利用料 (円)
ミニサッカー場	1 時間	<u>1,000</u>
照明		<u>300</u>

(備考)

照明利用料は、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。1時間を超える場合は、30分単位とし、30分につき150円とする。この場合において、30分未満の利用時間は、30分とする。

(17) 塩尻北部公園テニスコート使用料

区分	単位	使用料（円）				
		午前 8 時30分 から午前10時30分まで	午前10 時30分 から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から日没まで
一般（中学生以下を含む。）	1 コート	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>740</u>

(17) 塩尻北部公園テニスコート使用料

区分	単位	使用料（円）				
		午前 8 時30分 から午前10時30分まで	午前10 時30分 から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から日没まで
一般（中学生以下を含む。）	1 コート	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>620</u>

(18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料

区分	使用料 (円)					
	日の出から午前8時30分まで	午前8時から午前10時30分まで	午前10時から午後3時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	<u>570</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>570</u>

(18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料

区分	使用料 (円)					
	日の出から午前8時30分まで	午前8時から午前10時30分まで	午前10時から午後3時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	<u>480</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>480</u>

(19) 塩尻市有料観光施設使用料（みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場）

種別	使用料
1日券	1人につき <u>1,200円</u>
半日券	1人につき <u>700円</u>
回数券	<u>12,000円</u>

(19) 塩尻市有料観光施設使用料（みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場）

種別	使用料
1日券	1人につき <u>1,030円</u>
半日券	1人につき <u>620円</u>
回数券	<u>10,470円</u>

産業系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

産業系施設に係る使用料等について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案								現 行							
(1) 塩尻情報プラザ利用料								(1) 塩尻情報プラザ利用料							
区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間 1 時間につき	区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間 1 時間につき
	午前10時から正午まで	午後 1時から午後 5時まで	午後 6時から午後 9時まで	午前10時から午後 5時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前10時から午後 9時まで			午前10時から午後 10時まで	午後 1時から午後 10時まで	午前10時から午後 10時まで				
研修室	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>6,000</u>	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>	<u>1,300</u>	研修室	<u>1,560</u>	<u>3,130</u>	<u>3,650</u>	<u>4,690</u>	<u>6,780</u>	<u>8,340</u>	<u>1,030</u>
(2) 塩尻市農産物加工所使用料 使用料は、1 時間につき <u>800円</u> とし、1 時間未満の使用時間は、1 時間とする。								(2) 塩尻市農産物加工所使用料 使用料は、1 時間につき <u>600円</u> とし、1 時間未満の使用時間は、1 時間とする。							
(3) 塩尻市市民農園管理指導料 貸付けに係る管理指導料は、1 区画当たり年間 <u>2,900円</u> 以内とする。								(3) 塩尻市市民農園管理指導料 貸付けに係る管理指導料は、1 区画当たり年間 <u>2,400円</u> 以内とする。							

学校教育系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

学校教育系施設に係る使用料等について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案		現 行	
特別教室棟冷暖房費		特別教室棟冷暖房費	
1 回あたり		1 回あたり	
620円		520円	

子育て支援施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

子育て支援施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案				現 行			
(1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金 児童クラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続き児童クラブを利用する場合には、 <u>30分当たり200円（ただし、開館時間を超えた時間については、30分当たり400円とする。）</u> を負担しなければならない。この場合において、当該利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分に切り上げるものとする。				(1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金 児童クラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続き児童クラブを利用する場合には、 <u>30分当たり100円</u> を負担しなければならない。この場合において、当該利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分に切り上げるものとする。			
区分	平日の利用時間	土曜日及び休業日の利用時間	金額	区分	平日の利用時間	土曜日及び休業日の利用時間	金額
通 年 利 用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>1,500円</u>	通 年 利 用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>1,000円</u>
	小学校の授業	午前8時から午後6時	月額 <u>2,500円</u>		小学校の授業	午前8時から午後6時	月額 <u>2,000円</u>

	の終了後から 午後 6 時まで	まで	
	小学校の授業 の終了後から 午後 7 時まで	午前 8 時から午後 7 時 まで（土曜日にあつて は午前 8 時から午後 6 時まで）	月額 <u>3,500円</u>
学 校 休 業 日 利 用		午前 8 時から午後 5 時 まで	日額 <u>150円</u>
		午前 8 時から午後 6 時 まで	日額 <u>250円</u>
		午前 8 時から午後 7 時 まで（休業日の利用に 限る。）	日額 <u>350円</u>

（２）塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金

緊急その他やむを得ない事由によりキッズクラブを利用する児童の保護者は、当該キッズクラブの利用に要する費用として1 時間当たり 300 円（ただし、開館時間を超えた時間については、30 分当たり 400 円とする。）を負担しなければならない。

キッズクラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続きキッズクラブを利用する場合には、30 分当たり 200 円（ただし、開館時間を超えた時間については、30

	の終了後から 午後 6 時まで	まで	
	小学校の授業 の終了後から 午後 7 時まで	午前 8 時から午後 7 時 まで（土曜日にあつて は午前 8 時から午後 6 時まで）	月額 <u>3,000円</u>
学 校 休 業 日 利 用		午前 8 時から午後 5 時 まで	日額 <u>100円</u>
		午前 8 時から午後 6 時 まで	日額 <u>200円</u>
		午前 8 時から午後 7 時 まで（休業日の利用に 限る。）	日額 <u>300円</u>

（２）塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金

緊急その他やむを得ない事由によりキッズクラブを利用する児童の保護者は、当該キッズクラブの利用に要する費用として30 分当たり 100 円を負担しなければならない。

次に掲げる児童の保護者は、午後 5 時を超えて引き続きキッズクラブを利用する場合には、30 分当たり 100 円を負担しなければならない。

分当たり400円とする。)を負担しなければならない。

~~(1) 平日に小学校の授業の終了後から午後5時まで利用し、かつ、休業日に午前8時から午後5時まで利用する児童~~

~~(2) 休業日に限り、午前8時から午後5時まで利用する児童~~

区分	平日の利用時間	休業日の利用時間	金額
通 年 利用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>2,500円</u>
	小学校の授業の終了後から午後6時まで	午前8時から午後6時まで	月額 <u>3,500円</u>
学 校 休 業 日 利 用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>250円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>350円</u>

(1) 平日に小学校の授業の終了後から午後5時まで利用し、かつ、休業日に午前8時から午後5時まで利用する児童

(2) 休業日に限り、午前8時から午後5時まで利用する児童

区分	平日の利用時間	休業日の利用時間	金額
通 年 利用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>2,000円</u>
	小学校の授業の終了後から午後6時まで	午前8時から午後6時まで	月額 <u>3,000円</u>
学 校 休 業 日 利 用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>200円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>300円</u>

保健・福祉施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

保健・福祉施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案			現 行		
塩尻市ふれあいセンター入浴料			塩尻市ふれあいセンター入浴料		
区分	単位	利用料	区分	単位	利用料
入 浴 施 設	<u>大人（高校生以上）</u>	<u>400円</u>	入 浴 施 設	<u>1 回</u>	<u>1 人につき 300円</u>
	<u>大人（65歳未満） 回数券（6回分）</u>	<u>2,000円</u>		回数券（6回分）	<u>1,500円</u>
	<u>大人（65歳以上） 回数券（7回分）</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>小中学生</u>	<u>100円</u>			
備考 <u>未就学児</u> の利用料は、無料とする。			備考 <u>小学生以下</u> の利用料は、無料とする。		

その他施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

その他施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案			現 行		
(1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料（※激変緩和の例外）			(1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料（※激変緩和の例外）		
区分	単位	利用料	区分	単位	利用料
バス整理場（ただし、乗車待ちの場合に限る。）	1台1回につき	<u>2,000円</u>	バス整理場（ただし、乗車待ちの場合に限る。）	1台1回につき	<u>510円</u>
(2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料			(2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
一般駐車	1台につき30分まで	無料	一般駐車	1台につき30分まで	無料
	1台につき30分を超え24時間まで	<u>300円</u>		1台につき30分を超え24時間まで	<u>250円</u>

	1 台につき24時間を超え24時間ごとに	<u>300円</u>		1 台につき24時間を超え24時間ごとに	<u>250円</u>
前納駐車券による駐車	<u>6,300円券</u>	<u>6,000円</u>	前納駐車券による駐車	<u>5,250円券</u>	<u>5,000円</u>